都　市　計　画　の　案　の　理　由　書

秋多都市計画生産緑地地区を変更する理由について

１　削除のみを行うもの

次の理由により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の全部又は一部を削除する。

（１）　主たる従事者の死亡により、生産緑地の買取り申出がされ、行為制限が解除されたもの

（２）　主たる従事者の故障により、生産緑地の買取り申出がされ、行為制限が解除されたもの

（３）　生産緑地地区の指定から３０年経過したことにより、生産緑地の買取り申出がされ、行為制限が解除されたもの

（４）　あきる野市道の整備により、道路用地として買収されたもの

２　追加のみを行うもの

農業との調整を図り、都市農業の振興や良好な都市環境の形成に資するため市街化区域内において適正に管理されている農地等を追加する。